

第44号議案

ふじみ野市文化施設整備事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 市内の文化施設の整備に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定により実施する事業その他の民間の能力を活用した公共施設等の整備事業の事業者の選定について外部の視点を導入することにより、公共事業における効率性並びに事業者の選定における公平性及び透明性を確保するため、ふじみ野市文化施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。

- (1) PFI法第5条に規定する実施方針に関すること。
- (2) PFI法第7条に規定する特定事業の選定に関すること。
- (3) 民間事業者の選定に関すること。
- (4) 民間事業者からの提案書類の審査に関すること。
- (5) 優秀提案者の選定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) ふじみ野市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該事業に係る契約を締結した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又

はその説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

市内の文化施設の整備事業における効率性並びに事業者の選定における公平性及び透明性を確保するため、ふじみ野市文化施設整備事業者選定委員会を設置したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。